

# ベースロード市場の監視結果について

令和元年9月6日（金）



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 1. オークション結果の概要

- ベースロード市場の第1回オークション（2020年度受渡分）が、2019年8月9日に実施された。
- 約定量は、北海道市場で12.7MW（年間111,252MWh）、東日本市場で88.2MW（年間772,632MWh）、西日本市場で83.4MW（730,584MWh）であった。なお、買い入札量が売り入札量を相当程度下回っていた。
- 約定価格は、北海道市場で12.47円/kWh、東日本市場で9.77円/kWh、西日本市場で8.70円/kWhと、いずれの市場においても、2018年4月1日～2019年3月31日の期間における、各市場の基準エリアの平均エリアプライスを下回る水準であった。

	約定量 (MW)	約定価格 (円/kWh)	(参考) 基準エリアの 2018年度平均 エリアプライス (円/kWh)
北海道	12.7	12.47	15.03
東日本	88.2	9.77	10.68
西日本	83.4	8.70	8.88

## 2. 監視の結果

- 監視等委員会事務局において、各大規模発電事業者の供出状況について詳細な分析を行うとともに、各事業者からその考え方等を聴取すること等により、ベースロード市場ガイドラインに基づく取組がなされていたかどうか確認したところ、以下の通りであった。

- ✓ 各大規模発電事業者の供出量は、いずれもベースロード市場ガイドラインで定める投入電力量を満たしていた。

※一方、買い入札量は売り入札量を相当程度下回っていた。約定量については、年間で3回実施されるオークションの第1回が終了したのみであるため、現段階では評価していない。

- ✓ ほとんどの大規模発電事業者は、供出上限価格をガイドラインに沿った方法で設定し、それ以下の価格で市場への供出を行っていた。

※大規模発電事業者のうち2社については、供出上限価格の計算に織り込む燃料価格等の変動リスクに関して、ガイドラインに沿った手法で供出上限価格を算定していることが確認できなかったため、該当する事業者に対しその旨の指摘を行った。

このうち1社は、自社の計算した供出上限価格に織り込んだ価格変動リスクを0としても、それを下回る価格で供出しているため、入札行動そのものに与える影響はない。

もう1社は、自社の計算した供出上限価格と同じ価格で供出しているため、供出上限価格を適切な方法で計算し直した場合、入札行動に影響がある可能性がある。

(注) 今回確認した入札量、供出上限価格及び供出価格については、次回以降のベースロード市場への入札行動に影響を及ぼす可能性があるため、非公表としている。

### 3. 今後の対応

- 今回、供出上限価格の計算の適切性が確かめられなかった内容については、事業者に対し指摘を行っている。該当する事業者に対しては、第2回以降のオークションにおいて、適切な手法で供出上限価格を計算していることを重点的に確認する。
- 大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格と推定される価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っていないか確認を行う。
  - その確認にあたっては、大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門の収益・費用の構造や小売平均料金を参照する。その際、大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門の受渡年度における小売取引のうち、以下のような取引について、ベースロード市場へ供出した価格との整合性をヒアリング等を通じて確かめていく。
    - 公共入札の結果、落札価格がベースロード市場への供出価格を下回るような取引
    - 小売市場重点モニタリングの調査の対象となった取引
- 受渡年度の実績が確定した後、実績発電コスト・実績発電量と想定発電コスト・想定発電量との比較に必要な根拠の提出を求め、各事業者の供出上限価格の算定における想定が合理的なものであったか確認する。